

地域型保育事業（事業所内保育事業）の認可について

1 地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度（平成 27 年 4 月施行）では、特定教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、**未満児保育において市町村による認可事業**として、児童福祉法に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして新たに地域型保育事業が創設された（資料No.4-2）。同法で児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開できる事業となっている。

(1) 地域型保育事業の類型

◆家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもと、少人数対象にきめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	1～5人
職員資格	家庭的保育者

◆小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	6～19人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ A型・・・保育所分園に近い類型 ・ B型・・・A型とC型の間隔的な類型 ・ C型・・・家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型
職員資格	A型：保育士／B型：1/2以上が保育士／C型：家庭的保育者

◆居宅訪問型保育事業

子どもの居宅で1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育を必要とする子どもの居宅
職員資格	必要な研修の修了者

◆事業所内保育事業

企業等が、主として従業員の仕事と子育ての両立策として実施

事業主体	事業主等
保育実施場所	事業所内の施設や事業所の準備した施設
認可定員	事業所の従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠） 20人以上（保育所の認可基準） 19人以下（小規模保育事業A・B型の認可基準）
職員資格	20人以上：保育士／19人以下：保育士あるいは1/2以上が保育士
	※現在：市内1事業所（飯田市八幡町592 保育室コッコロ（ナビ・スタッフ(株)）

(2) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準

ア 共通の基準

項目	基準
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ●連携施設の設定が必要 ●連携の内容 保育内容の支援、集団保育体験、相談・助言、代替保育、卒園後の連携
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ●消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、具体的計画を立て避難及び消火に対する訓練を毎月1回実施
一般的要件及び資質職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ●職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。 ●他の社会福祉施設に併せて設置する場合、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 ●嘱託医及び調理員を置かなければならない。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水につき、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講じなければならない。
食事	<ul style="list-style-type: none"> ●献立はできる限り変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び嗜好を考慮したもの。 ●調理業務の全部委託可。連携施設からの運搬可。 ●調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●利用開始時の健康診断、年2回の健康診断の実施。 ●職員の健康診断にあたっては、特に乳幼児の食事を調理する者について綿密な注意を払うこと。
重要事項に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種・員数及び職務の内容・保育の提供を行う日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関すること・緊急時災害対策・虐待防止・その他運営に関する重要事項を定めなければならない。

イ 事業所内保育事業の基準

項目	基準
保育従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士 事業所内保育事業所一につき、保育士は2人を下回ることはできない。(保健師又は看護師を、1人に限り保育士としてみなす。) ●その他保育に従事する者 市長が指定する研修を修了した者
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ●0歳児 3人につき1人 ●1・2歳児 6人につき1人
保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ●0～2歳未満児(乳児室・ほふく室) 1人につき3.3㎡ ●2歳以上児(保育室) 1人につき1.98㎡ ※保育に必要な用具を備える ●トイレを備える
屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ●同一敷地内に屋外における遊戯場に適した広さの庭(付近の代替地可) ●2歳以上児 1人につき3.3㎡
給食設備	<ul style="list-style-type: none"> ●調理設備
給食職員	<ul style="list-style-type: none"> ●調理員 調理業務の全部を委託する場合や連携施設から搬入する場合は不要
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ●火災報知機、消火器の設置 ●消火訓練及び避難訓練を毎月1回実施

保育時間	● 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間や家庭状況を考慮し定める。
保育の内容	● 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡により理解及び協力を得る。
受入園児	● 利用定員に応じ、従業員の子どもの他に、地域の保育を必要とする子ども（地域枠）の定員を設ける。

(3) 利用者負担額（保育料月額）

階層	世帯の階層区分	3号認定（3歳未満児）	
		保育標準時間(11h)	保育短時間(8h)
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯	9,000 (0)	6,000 (0)
3	所得割課税額 48,600 円未満	19,400 (9,700)	13,400 (6,700)
4	所得割課税額 72,800 円未満	26,700 (13,350)	20,700 (10,350)
5	所得割課税額 97,000 円未満	29,500 (14,750)	23,500 (11,750)
6	所得割課税額 133,000 円未満	33,200 (16,600)	27,200 (13,600)
7	所得割課税額 169,000 円未満	37,100 (18,550)	31,100 (15,550)
8	所得割課税額 235,000 円未満	43,000 (21,500)	37,000 (18,500)
9	所得割課税額 301,000 円未満	48,900 (24,450)	42,900 (21,450)
10	所得割課税額 397,000 円未満	59,000 (29,500)	53,000 (26,500)
11	所得割課税額 397,000 円以上	65,200 (32,600)	59,200 (29,600)

*右欄の（ ）内は同時入所・多子軽減で半額となった金額

※従業員枠の子どもの保育料については、飯田市が定める額を上限として、各事業主の判断のもと設定される。

※事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域枠の子どもの保育料より軽減することが可能となる。

(4) その他

- ・入所する児童は、従業員枠・地域枠ともに居住する市町村において保育認定が必要となる（保育要件がない児童は私的契約となる）。

2 申請団体及び施設の概要について

飯田市毛賀の医療法人輝山会記念病院では病院内で働くスタッフが安心して仕事と家庭生活が両立できるように、平成5年11月から病院の敷地内にある託児施設として運営を行っている。

また、平成25年10月から認可外保育施設として県に届出が出され、毎年、県による指導監査を受けている。なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、同法人の行動計画中に位置づけられている施設でもあり、平成30年4月1日現在、1歳児から3歳児までの子ども20人が入所している。

平成31年3月にしゅん工する総合健診センターの1階に事業所内保育施設として、以下のとおり事業開始を目指し、平成30年12月28日に飯田市へ認可申請書（P6）が提出され、この認可申請書に対して飯田市からの意見書を附して県に提出する。

- 【施設名】 八重のさくら保育園
【事業主体】 医療法人輝山会（理事長 土屋 隆）
【所在地】 飯田市毛賀1707番地

【利用定員】 40人

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
地 域 枠	1人	2人	7人	10人
従業員枠	2人	21人	7人	30人
合 計	3人	23人	14人	40人

【職員数】 13人（管理者1人、保育士10人（常勤9人・非常勤1人）、
保育補助者1人、事務職員1人）

年 齢	定員	配置基準	必要人員
0歳児	3人	1：3	1.0人
1歳児	23人	1：6	3.8人
2歳児	14人	1：6	2.3人
合 計	—	—	7.1人

【開所時間】 午前7時30分～午後6時30分

【休園日】 無し

【事業開始予定日】 平成31年4月1日

【食事提供】 外部搬入（病院から給食搬入）

アレルギー対応：飯田下伊那保育園・幼稚園給食アレルギー対応食指示書に基づき食事を提供

【健康管理】 乳幼児対象 年2回 職員対象 年1回

【苦情対応】 苦情窓口の設置及び第三者委員（病院と同様）の設置

【地域社会との交流及び連携】 特別養護老人ホーム「きりしま邸苑」の地域交流センター訪問、地元の祭り参加、連携保育園との交流など

【保育の質の評価・改善】 外部評価 3年に1回実施

保育所内外の研修に参加、保育士の自己評価の実施など

【施設】 保育室・乳児室 362.21㎡ 屋外遊戯場 206.93㎡

区 分	種別	面積基準	施設面積
2歳児未満	乳児室・ほふく室	3.3㎡×26人=85.8㎡	109.68㎡
2歳児以上	保育室・遊戯室	1.98㎡×14人=27.72㎡	252.53㎡
	屋外遊戯場	3.3㎡×14人=46.2㎡	206.93㎡

【収支見込】 (単位：千円)

所要額		2019年度	2020年度	2021年度
事業費所要額		3,767	4,853	4,853
	保育材料費	444	592	592
	給食材料費	1,535	2,046	2,046
	光熱水費	800	1,100	1,100
	その他	988	1,115	1,115
人件費所要額		32,611	32,611	32,611
	職員給料（常勤・非常勤）	28,701	28,701	28,700
	法定福利費	3,910	3,910	3,910
事務費所要額		6,989	7,561	7,561
年間運営費合計（A）		43,367	45,025	45,025
運営費財源（B）		37,862	50,483	50,483
	運営費【市】	37,520	50,027	50,027
	実費負担【利用者】	342	456	456
収支（A）－（B）		△5,505	5,458	5,458

- 【連携保育施設】 慈光松尾保育園
合同保育に関する支援、後方支援（代替保育の提供）
卒園後の受け皿としての支援、行事への参加に関する支援
屋外遊戯場の利用に関する支援
- 【非常災害・訓練】 消火設備（消火器・スプリンクラー）
非常口 4箇所
マニュアル（火災、地震、不審者）
避難訓練 年12回、消火訓練・通報訓練・不審者訓練 年各1回

3 審議会での意見聴取

児童福祉法第34条の15第4項においては、家庭的保育事業等（地域型保育事業等）の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされている。

当市においては、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会（飯田市版子ども・子育て会議）が上記の機関に該当するため、本分科会の審議に付し、事業所内保育事業の認可について意見の聴取を行うことになる。